

# 釧路市防火管理者連絡協議会会則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、会員相互の融和協調を図り、防火対象物の防火管理者に必要な高度の知識及び技術の研究を行い、自主管理により火災を予防し被害を軽減することを目的とする。

### (名称)

第2条 本会の名称は、釧路市防火管理者連絡協議会（以下「防連協」という。）と称する。

### (組織)

第3条 本会は、釧路市消防本部が管轄する区域内の事業所の防火管理者及び防火管理者として資格を有するものをもって組織する。

2 本会には防火対象物の用途毎に次の部会を置くものとする。

(1) 第1部会 劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場・飲食店・料理店等・キャバレー・遊技場・ダンスホール・百貨店・マーケット・カラオケボックス・その他の物品販売業を営む店舗又は展示場・蒸気熱気浴場・旅館・ホテル又は宿泊所・病院・診療所・老人ホーム・グループホーム・介護老人保健施設・老人短期入所施設・老人福祉施設等・更生施設・児童福祉施設・障害者支援施設・ケアホーム・身体障害者施設等・幼稚園・盲学校・聾学校・養護学校・特定部分が含まれている複合用途防火対象物。

(2) 第2部会 寄宿舍・下宿・共同住宅・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・各種学校・図書館・博物館・美術館等・一般的な公衆浴場・車両の停車場・飛行機の発着場・神社・寺院・教会等・工場・作業場・自動車駐車場・複合用途防火対象物で特定用途の事業所が含まれていないもの及び前各項に該当しない事業所

(3) 阿寒湖部会 阿寒湖畔地域の事業所

### (事業)

第4条 本会は次の事業を行う。

第1条の目的達成のため次の事業を行うものとする。

- (1) 火災予防の啓蒙に関すること。
- (2) 法令等の知識及び研究に関すること。
- (3) 火災予防条例冊子の作成に関すること。
- (4) 防火資料等の作成、会報「防管くしろ」の発行及びホームページに関すること。

- (5) 防火対象物の自衛消防組織の研究に関する事。
- (6) 防火・防災に関する研修会、講演会及び視察等の実施に関する事。
- (7) 防火管理者資格取得講習会の実施に関する事。
- (8) 部会及び会員相互の連絡調整に関する事。
- (9) 災害時に関する予警報並びに情報の伝達に関する事。
- (10) その他本会の目的達成に必要な事項。

## 第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 各部会1名
- (4) 副部会長 各部会若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局次長 1名
- (7) 会計監事 2名

(顧問及び相談役)

第6条 本会に次の顧問及び相談役を置く。顧問は消防長とし、相談役は予防課長とする。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、役員を推薦に基づき、総会において決定する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 本会事務局は釧路市消防本部予防課に置く。

2 事務局員は担当する所属の職員の中から会長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 本会役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括するとともに会議議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会を代表し、部会業務を処理するとともに、部会議長とする。

- (4) 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (5) 事務局長は、事務を統括する。
- (6) 事務局次長は、事務局長を補佐し事務の執行にあたる。
- (7) 会計監事は、会計を監査する。

### 第3章 会議

#### (会議)

第11条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会及び部会とする。

2 その他会長が必要と認めるとき。

#### (定期総会)

第12条 定期総会は毎年1回開催し会長が招集する。

#### (臨時総会)

第13条 臨時総会は会長が必要と認めるとき又は、会員総数の3分の1以上の者から請求があったとき、会長が招集する。

#### (総会議決事項)

第14条 総会において議決すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) その他会長が必要と認めた事項。

#### (役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計監事及び、部会長、副部会長をもって構成する。

2 部会は、部会長、副部会長及び事務局をもって構成する。

#### (審議事項)

第16条 会長が必要と認めるとき、役員を招集し、次の事項について審議する。

- (1) 総会に提出すべき議案。
- (2) 第4条に定める事業の計画・立案及びこれらに関する事項。
- (3) その他会長が必要と認めた事項。

2 部会長は必要の都度、部会を開催し次の事項を審議する。

(1) 第4条に定める事業の実施及びこれらに関すること。

(2) その他部会長が必要と認めた事項。

(議 決)

第17条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

## 第4章 会計及び入退会

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会 費)

第19条 会費は年額4,000円とし、事務局指定の口座に振り込むものとする。

2 納入済みの会費は返納しないものとする。

3 会費は入会時に納入し、翌年度からは4月中に納入するものとする。

4 会計年度中途において入会する場合の会費は次による。

(1) 上半期(4月～9月)に入会したとき。 全額

(2) 下半期(10月～3月)に入会したとき。 年額の2分の1

(会計年度)

第20条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計事務)

第21条 事務局は所要の簿冊を備え、収支を明らかにしておくものとする。

(入会及び退会)

第22条 本会に入会しようとするときは、様式1により届出るものとする。

2 会員が退会しようとするときは、様式2により届出るものとする。

(細 則)

第23条 この会則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この会則は、平成14年5月20日より施行する。

この会則は、平成17年9月26日より施行する。

この会則は、平成22年4月21日より施行する。